

令和 3 年 第 8 回

色麻町農業委員会総会議事録

令和3年8月25日（水）

色麻町農業委員会議事録

令和3年8月25日、色麻町農業委員会を役場会議室に招集した。

・招集委員

議席	担当	氏名
1	農政	高橋 たえ子
2	農地	堀籠 慶浩
3	農地	鎌田 一宣
4	農政	早坂 勝一
5	農政	渡邊 義彦
6	農政	欠席
7	農地	菅原 敏臣
8	農地	阿部 きよ子
9	農地	大泉 貞行
10	農政	早坂 成弘
11	農政	畑中 長悦
12		堀籠 勝恵

・出席委員 11名 ・欠席委員 1名

・会議録書記 遠藤 由美 ・ 事務局長 高橋 康起

議決事項 第19号議案 農地法第3条の規定による許可決定について
第20号議案 農用地利用集積計画（案）の意見決定について

議長 皆様、大変ご苦勞様です。
定刻でございますので、只今から始めたいと思います。
本日の出席委員は11名、欠席1名でございます。
定足数に達しておりますので、第8回色麻町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは、色麻町農業委員会会議規則第22条第3項の規定により、議事録署名委員を私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 それでは、7番菅原敏臣委員、8番阿部きよ子委員を指名いたします。

議長 議事に入る前に一言ご挨拶申し上げます。
・・・省略・・・

議長 それでは議事に入ります。
第19号議案、農地法第3条の規定による許可決定についてを議題と致します。
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 第19号議案、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可決定について。
上記について下記のとおり農業委員長あての許可申請書を受け付けたので審議されたい。
記書きについては、省略させていただきます。

議長 番号6番及び番号7番につきましては譲受人が同一であり、関連がありますので一括審議とし、採決は各番号ごとに行いたいと思いますが、これにご意義ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 ご意義なしと認めます。
それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号6番、譲渡人 ○○ さん、譲受人 ○○ さん、申請地 吉田字細江○
ー○ 外1筆、地目 田、地積 2, 907 m²、譲渡事由につきましては記載のとおりでございます。
番号7番、譲渡人 ○○ さん、譲受人 ○○ さん、申請地 高城字宮○ー

○ 外3筆、地目 田、地積 3, 2 2 2 m²、譲渡事由につきましては記載のとおりでございます。

番号6番の譲渡人 ○○ さんは仙台市在住で、当該農地を町内在住の甥である譲受人 ○○ さんに贈与したいと考えておりました。

また、番号7番の譲渡人 ○○ さんは、当該農地を相続したものの高齢であることから手放したいと考えておりました。

譲受人の ○○ さんは、両申請地を併せて取得することで5反歩要件を満たすこととなります。

6番及び7番の農地は、現在、それぞれ認定農業者に耕作をお願いしております。譲受人の ○○ さんは、自分が両農地を取得した場合も、引き続き同じ方に耕作をお願いしたいと希望されております。このことから、今後も引き続き耕作目的で所有し、農地の効率的な利用も見込めることから、要件を満たしているものと判断しております。

議 長 内容の説明が終わりました。

議 長 現地確認の報告を 3番 鎌田 一 宣 委員よりお願いします。

鎌田委員 それでは、番号6番及び番号7番について、現地確認の報告をいたします。

去る、8月10日、担当委員 堀 籠 慶 浩 委員、早坂 勝 一 委員、それに私と、遠藤次長の4名で確認を行いました。

申請地の内容は、先ほど事務局が説明したとおりであります。

確認事項は、申請地の利用状況、管理状況などを確認して参り、6番、7番、ともに適正に管理されておりました。

私たちは何ら問題ないと見て参りましたので、委員各位のご審議をよろしくお願ひ申し上げ報告といたします。

議 長 ご苦労様でした。現地確認の報告が終わりました。

採決に入ります。番号6番についてご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、番号6番は可と決しました。

議 長 続きまして、番号7番についてご発言いただきます。

早坂成弘
委員 10アールあたり、〇〇万円といった設定は両者納得した金額だったのでしょうか。お聞かせください。

次 長 単価についてというよりは、譲渡人の夫が生前の時から自作ができなくなったことから手放したいという相談に見えました。その手続をしようとしていた時に亡くなられて、相続を待って今に至っています。譲渡人から見れば近所の方で知り合いであることから両者で話し合っていてこの金額になったということになります。

議 長 他にありませんか。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、番号7番は可と決しました。

以上で、第19号議案、農地法第3条の規定による許可決定については、原案のとおり決しました。

議 長 第20号議案、農用地利用集積計画（案）の意見決定についてを議題といたします。

議 長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 第20号議案 農用地利用集積計画（案）の意見決定について。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、色麻町長より農業委員会の意見を求められたので審議されたい。

記書きについては、省略させていただきます。

議 長 番号48番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号48番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、設定を受ける者 〇〇さん、設定をする土地の所在 四竈字大原〇ー〇 外1筆、地目 田、地積 6,700㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、新規就農者である〇〇さんと新規に利用権の設定をするものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号48番は可と決しました。
本日附議されました案件につきましては、以上であります。
第8回 色麻町農業委員会総会を閉会いたします。

開会時刻：午前 9時00分

閉会時刻：午前10時13分

上記会議の顛末を記載し、相違ないことを証する。

令和3年8月25日

議長（会長） 堀 籠 勝 恵 ⑩

署名委員 菅 原 敏 臣 ⑩

署名委員 阿 部 きよ子 ⑩